

必要旅行日数

適用する運賃の最低限必要な旅行日数。個別に特に規定がない限り、往路の最初の国際線搭乗日後、日本国外の最後の途中降機地点からの復路の旅行を開始できる最も早い日を規定している。

下表に従い算出した必要旅行日数満了日の午前0時01分以降にならない場合は、日本国外の最後の途中降機地点（折り返し地点も含む）または、目的地域（特定地点）からの復路の旅行を開始することができない。太平洋経由の運賃は一般的には、往路の太平洋区間搭乗日を基準に復路の太平洋区間の旅行日を決定する。

● 必要旅行日数

	日数の数え方	例		
		表示例	往路の最初の国際線搭乗日	必要旅行日数満了日 (その日の午前0時01分以降であれば日本国外の最後の途中降機地点から出発できる)
X日発・開始	往路の最初の国際線搭乗日の翌日から数えてX日目	5日発・開始	7/30	8/4 (30 + 5 - 31 (7月は31日) = 4)